

2025年2月27日

各 位

会 社 名 シークス株式会社
 代表者名 COO 代表取締役社長 柳瀬 晃治
 (コード番号:7613 東証プライム市場)
 問合せ先 COS 専務取締役 執行役員 総務部長 丸山 徹
 (TEL 06-6266-6400)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年3月27日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第 13 条ならびに第 20 条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、取締役会長が招集する。取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 <u>他の取締役がこれに代わる。</u> ② <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> (新設)	(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u> (削除) ② <u>取締役社長に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u>
(取締役会) 第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 <u>他の取締役がこれに代わる。</u> (新設)	(取締役会) 第20条 取締役会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u> ② <u>取締役社長に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u>

<p>② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>③ 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p>④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>⑤ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025年3月27日

定款変更の効力発生日 2025年3月27日

以 上